

類似工事（業務）における受注機会拡大の運用について

令和4年1月1日

1. 目的

松浦市が発注する建設工事及び測量・設計・調査その他建設工事に伴うコンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）について、請負業者の受注機会の拡大、工期（履行期間）の短縮及び請負業者の倒産に伴う工事（業務）中止のリスク分散を目的として、類似工事（業務）を適切に発注するにあたり必要な事項を定める。

2. 対象

松浦市が発注する建設工事等のうち競争入札に付する案件を対象とし、松浦市建設工事等指名審査委員会が選定した建設工事等とする。

3. 発注方式

一般競争入札及び指名競争入札とする。

4. 選定方法

以下の要件を勘案して選定する。

- ①同一日に入札執行を通知する建設工事等若しくは同一日に公告を行い、同一日において入札を行う建設工事等であること。
- ②同種工事（業務）として発注する建設工事等であること。
- ③指名競争入札においては指名業者が同一であること。一般競争入札においては、想定される参加業者が概ね同一であること。

5. 発注方法

発注する際は、設計金額が高い順に開札日時を設定する。

選定した建設工事等の公告及び入札執行通知書には、「類似工事（業務）」による発注である旨を記載する。

6. 落札決定方法

- ①類似工事等により発注したものについては、開札日時の早い入札により順次落札決定を行う。
- ②落札決定を受けた者は、以降に開札を行う類似する他工事等の入札に参加できず、類似落札済として落札決定者とはなり得ないものとする。なお、入札結果一覧表には「類似落札済」と記載するものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。